

東京都保育サービス推進事業補助金の返還事例について (令和5年10月18日版)



東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課保育助成担当

<目次>

- 目次・目的・近年の監査結果…………… 1
- 特別保育事業等推進加算
 - ・延長保育事業（零歳児の延長保育、2時間・3時間延長、4時間以上）・2
 - ・一時預かり事業定期利用保育事業…………… 3
 - ・障害児保育（その他 知的）…………… 4
 - ・アレルギー児対応…………… 5
 - ・育児困難家庭への支援…………… 6
 - ・外国人児童受入れ…………… 6
- 保育所地域子育て支援推進加算
 - ・次世代育成支援：小中高生の育児体験受入れ…………… 7
 - ・育児不安の軽減：保育所体験…………… 8
 - ・育児不安の軽減：出産を迎える親の体験学習…………… 9

<目的>

近年、東京都監査事務局が実施する財政援助団体等監査にて、要件の確認不足や根拠書類の不備・紛失などによって**多額の補助金が返還となる施設が少なくありません。**

そのため、この事例集では過去の返還事例を抜粋し、同様の誤りが起きないように注意喚起を目的として作成しております。

交付申請や実績報告の際に適宜ご確認いただき、申請（報告）内容に誤りがないかのチェックにご活用ください。

<近年の監査結果>

対象年度	返還のあった施設数 (カッコ内は監査対象施設数)	最大の返還額
平成27年度	6か所（42か所）	1,776,000円
平成28年度	8か所（65か所）	1,683,000円
平成29年度	28か所（80か所）	1,166,000円
令和2年度	12か所（18か所）	5,913,000円

事例1 「延長保育事業」において、対象児童の人数算定を誤ったことによる返還

都

「2時間・3時間延長」の6月の延長保育事業の実績はどのように算出しましたか？

6月は以下のような利用実績だったので、

日	月	火	水	木	金	土
			1日 2人	2日 3人	3日 8人	4日 2人
5日	6日 2人	7日 3人	8日 6人	9日 7人	10日 6人	11日 0人
12日	13日 2人	14日 3人	15日 6人	16日 8人	17日 6人	18日 2人
19日	20日 2人	21日 3人	22日 6人	23日 7人	24日 6人	25日 1人
26日	27日 2人	28日 3人	29日 2人	30日 2人		



利用児童数の合計は、第1週の15人、第2週が24人、第3週が27人、第4週が25人、第5週が9人となっています。1か月だと、延べ100人の利用があったので、
(単価)10,610円×100人 = 1,061,000円と算出しています。

都

延長保育事業では、**延べ利用児童数で算定するのではなく、毎月の平均対象児童数により算出**します。

具体的には、週ごとの延長保育利用児童が最も多い日の児童数を、1か月で合計します。(8人(第1週)+7人(第2週)+8人(第3週)+7人(第4週)+3人(第5週)=33人)

その後、月合計人数を、月の週数で割って、算出された人数が平均対象児童数となります。

(33人÷5週=6.6≒7人(小数第1位を四捨五入))

したがって、正しい額は、(単価)10,610円×7人 = 74,270円と算出されるので、986,730円を返還していただきます。



・延べ利用児童数として算出するなど誤った算出方法をとっていた場合、平均対象児童数で算出した場合との差額を返還していただきます。

・**計算方法が複雑であるため、事業実施日ごとの実績を、「参考様式」中の様式に転記することで自動で実績が算出される**ようにしております。ぜひご利用ください。

事例2 「一時預かり事業・定期利用保育事業」において、利用時間の記録を正しく残していないことによる返還

都

「一時預かり事業・定期利用保育事業」の8月の利用名簿と利用時間数がわかる資料を確認させてください。

8月の利用名簿と利用時間数は以下のとおりです。
「4時間以上」で9人の利用がありました。

日付	利用児童氏名	登園時間	降園時間	利用時間
8月5日	1 東京 太郎	9時00分	13時00分	4時間00分
8月5日	2 新宿 花子	10時00分	14時30分	4時間30分
8月5日	3 渋谷 三郎	11時00分	17時00分	6時間00分
8月12日	1 保育 優子	13時00分	18時00分	5時間00分
8月12日	2 東京 太郎	14時00分	18時00分	4時間00分
8月12日	3 足立 一郎	14時00分	18時30分	4時間30分
8月23日	1 新宿 花子	9時00分	13時00分	4時間00分
8月23日	2 文京 次郎	10時00分	15時30分	5時間30分
8月23日	3 渋谷 三郎	11時00分	15時00分	4時間00分



都

利用時間が30分単位となっていますが、こちらは実際の利用時間数を記載されていますか？記載の時間よりも早く降園したお子さんはいらっしゃいませんか？

こちらは実際の利用時間数ではなく、利用者さんの申込み時間数を記載しています。実際の利用時間数は記録していないので、早く帰ったお子さんもいるかもしれません。



都

こちらの加算では実際の利用時間数に基づき補助金額を算出します。そのため、**実際の利用時間数を記録していないのであれば、「4時間以上」では算定できません。**



・**実際の利用時間数を記録していない場合、「4時間以上」ではなく、「4時間未満」の単価で算定**します。また、記録そのものを残していないと判断される場合は、**全額返還**していただきます。

契約時間とは別に実際の利用時間数も記録してください。

事例4 「アレルギー児対応」において、個別の除去対応をしていない児童や正しい根拠書類のない児童を加算対象としていたことによる返還

(1) ○○保育園の場合

都 「アレルギー児対応」の対象となっているお子さんの根拠書類として、通常メニューだけでなく除去・代替食メニューが必要ですが、見せていただいてもよろしいですか？

本園では、食物アレルギーがあった場合のリスクを考慮して、園全体として特定原材料の卵・乳・小麦を給食で提供しないという方針をとっています。そのため、アレルギー児ごとの除去・代替食メニューの作成はしていません。



都 こちらの加算では、対象児童ごとに個別の除去・代替対応を行った場合に対象となります。したがって、**園全体としてアレルギー食材を提供しない場合は、対象外**となります。（園でのアレルギーに対する取組を否定する意図ではありません。）

(2) △△保育園の場合

都 「アレルギー児対応」の対象となっているC君の根拠書類として、医師の診断書や生活管理指導表はありますか？

Cくんは、アレルギーがあると医師に診断されたわけではありませんが、保護者から「家で豆腐を食べたところ、湿疹が出たので、豆を除去してほしい」と除去の依頼がありました。そのため、C君は保護者の除去申請書を根拠書類としています。



都 こちらの加算では、「食物アレルギーがあり、除去・代替の対応が必要」と医師に診断された児童が対象となります。したがって、**医師の診断に基づかず、保護者の依頼に基づいて除去・代替対応をしている場合は対象外**となります。



・本加算では、①「**食物アレルギー**」をもち、**除去・代替の対応が必要**と医師に診断されている②**対象児童ごとに個別の除去・代替を行う**、の2つの要件を**両方満たす必要**があります。両方の要件を満たしていない場合は、補助対象外となります。

事例5 「育児困難家庭への支援」において、関係機関と連携していない児童を加算対象としていたことによる返還

都

「育児困難家庭への支援」において、通年で対象となっているDさんの対象年度の対応記録を確認させてください。

Dさんは3年前にご家庭が不安定な時期があり、そのとき、子供家庭支援センターと連携して対応していました。なお、その年度中に、ご家庭は落ち着いたので、子供家庭支援センターとの連携は終了しています。そのため、対象年度は子供家庭支援センターと連絡はしていませんが、園としては引き続き児童や保護者の様子を注視しています。



都

こちらの加算では、関係機関と定期的な情報交換を行うなど連携している場合に対象となります。したがって、**対象年度に関係機関と定期的な連絡をとっていないのであれば、対象外**となります。（園での見守りを否定する意図ではありません。）



・「関係機関との連携」の前提として、原則、関係機関側から「育児困難家庭について、今後継続的に見守りを行うため、定期的に情報交換等をする必要がある」旨を電話等で示されていることが必要です。（**示されていない場合は、対象外**となります。）

事例6 「外国人児童受入れ」において、特別な対応をしていない児童を加算対象としていたことによる返還

都

「外国人児童受入れ」において、通年で対象となっているE君に、どのように特別な対応を行ったのか教えてください。

E君は、外国人ではありますが、保護者はみな日本語で会話でき、宗教食もないので、これといって特別な対応はしていません。一応、よく走り回る子なので、外遊びの時には目を離さないようにしていますが、対象外でしょうか・・・



都

こちらの加算では、児童や保護者に対して、食事や言語等において外国人特有の特別な対応を行う必要があります。E君の場合は、**外国人特有の特別な対応をとっているわけではありませので、対象外**となります。



・上述のケースのほか、言語に関する対応を毎日行っており、慣例化していたことから、わざわざ記録を残しておらず、結果的に対象外となった事例もございます。特別な対応を行った記録は必ず残しておくようにしてください。

事例7 「小中高生の育児体験受入れ」において、日数算定を誤ったことによる返還

都

「職場体験」の受入れ実績について、10日の実施として実績報告されていますが、詳細を教えてくださいませんか？
1日に複数の生徒さんを受け入れたことはありましたか？

本園では、10校の生徒さんを1日ずつ職場体験で受け入れています。そのため、全部で10日とカウントして、60万円を申請しています。時期としては、生徒さんが来やすい夏休みの期間にまとめて職場体験を行っています。

スケジュールの都合で、A高校の生徒さんとB高校の生徒さんを同じ日に受け入れたこともあります。別の学校なので問題ないですね？



都

こちらの加算では、受け入れた生徒数や学校数をカウントするのではなく、受け入れた日数をカウントします。そのため、**同じ日に複数の学校の生徒を受け入れた場合は、1日とカウント**しています。

この場合、全部で9日とカウントするため、基準の10日を満たさず、60万円を返還していただきます。

そうなんですか…

そもそも1日に2人受け入れているから、2日分としてカウントすることはできないですか？

また、今回受け入れた生徒さんの中には、受入れ前にオリエンテーションを行った方もいますが、それはカウントできませんか？



都

受け入れた日数でカウントするため、1日に複数人受け入れたとしても、1日とカウントします。

また、こちらの加算では、園児と触れ合うような育児体験の時間を設けた場合に加算対象となります。

園児と触れ合うような育児体験の時間が全くなく、オリエンテーションのみ実施の日は、実施日数にカウントすることはできません。



・本加算は年10日以上実施した場合に60万円の補助となります。そのため、9日以下の場合には補助を受けることはできません。（例えば、5日以上実施しているので30万円というのも認められません。）どのような場合に対象となるか各加算項目等説明資料をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

・上述のケースのほか、卒園して小学校に通っている児童に対して、職場体験に参加してもらった際に、わざわざ申込書を残しておらず、対象外となった事例もございます。学校からの依頼文又は申込書は必ず参加児童ごとに残しておくようにしてください。

事例8 「保育所体験」において、対象外となる取組や当日キャンセルを加算対象としていたことなどによる返還

都 「保育所体験」の受入れ実績について、様々な取組が行われているようですが、詳細を教えてくださいませんか？

本園では、毎週園庭開放を行っています。また、園庭開放にいらっしゃった方のうち、希望された方には園見学も行っています。



都 こちらの加算では、在園児との交流を行い、保育所での生活を体験できるような取組を行った場合に対象となります。**園庭開放や、単なる見学**（例：入園目的での施設見学）は、「**在園児との交流**」があるとはみなせないため、**対象外**となります。

都 ○月○日の実績では、「○○君の弟が参加」という記載がありますが、このお子さんは在園児の弟ということで間違いありませんか？
また、申込みだけして当日参加されない方もいらっしゃったんですか？

そうですね、そのお子さんは在園児の○○君の弟さんです。まだ保育園に入っていないので、乳児クラスでの保育所の生活を体験してもらおうと思って、体験に受け入れました。

当日キャンセルの方もいましたね。その日はその方だけの参加だったので、こちらは体験に対応するための職員を配置していたんです…対象になりますよね？



都 在園児の兄弟の場合、お兄さんが保育園を利用しているので、「**地域の子育て家庭**（＝保育サービスを利用していない家庭）」に当てはまらず、**対象外**となります。

また、**参加者の当日キャンセル等の理由により実施できなかった場合については、受け入れた実績がありませんので、回数に含めることはできません。**

・本加算では、「**在園児との交流**」があることがわかる記録及び**参加者が「地域の子育て家庭」であることの確認**が必要です。これらの記録や確認がなく、対象外となるケースが多いです。ご注意ください。

・対象外となったケースとして、

・「在園児との交流」を伴わないベビーマッサージ

・「在園児との交流」を伴わない育児相談会

・「在園児との交流」を伴わない絵本の読み聞かせ体験

などがございます。対象になるか判断に悩む取組の場合は、東京都福祉局子供・子育て支援課保育支援課までご相談ください。



事例9 「出産を迎える親の体験学習」において、零歳児クラスがない園で実施していたことなどによる返還

(1) ○○保育園の場合

都 「出産を迎える親の体験学習」の受入れ実績について、こちらの保育園には0歳児クラスがありませんが、詳細を教えてくださいませんか？

本園には、零歳児クラスはありませんが、母親学級を行っています。また、そのほかベビーマッサージも行っています。



都 零歳児クラスがない場合、在園児の乳児の様子を観察できないため、対象外となります。本加算における補助額はすべて返還させていただきます。

(2) △△保育園の場合

都 ○月○日の実績では、「生後6か月のお子さんが参加」という記載がありますが、このお子さんは参加時生後6か月だったということで間違いありませんか？

そうですね、お母様から体験してみたいと申し込みがありましたので、零歳児クラスを体験してもらおうと思って、受け入れました。



都 本事業の対象者は、妊娠中の母親とその夫や、生後4か月までの乳児とその親です。生後5か月以降の乳児の親については、対象外となりますので、ご注意ください。



・本加算では、参加者が、妊娠中の母親とその夫や、生後4か月までの乳児とその親であることがわかる記録が必要です。これらの記録がなく、対象外となるケースが少なくありませんので、ご注意ください。

【問合せ先・担当】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 保育助成担当
電話番号 03-5320-7682
メールアドレス careerup@section.metro.tokyo.jp

【注意】問い合わせ（電話・メール）の際は、66から始まる施設番号と施設名を必ずお伝えください。施設番号や施設名が分からない場合、回答に時間を要する場合がございます。